

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年5月11日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

大分県統合サーバ及びActive Directory（職員認証基盤）の運用・維持管理業務

(2) 委託期間

令和8年6月1日（月）～令和8年10月31日（土）まで

(3) 業務の概要

システムの集約時等における統合サーバ（仮想環境：VMware）及び職員異動時等におけるActive Directoryの維持管理・運用業務

(4) 予定価格

850,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）

(5) 業務の仕様

入札説明書による

(6) 業務実施場所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部デジタル政策課
（大分県庁舎本館2階 デジタル政策課執務室）
（大分県庁舎新館9階 電子計算機室及びサーバ室）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部デジタル政策課基盤システム管理班
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
電話番号 097-506-2071
FAX 097-506-1845
メール al1840@pref.oita.lg.jp

3 契約条項を示す日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下、「共同利用型電子入札システム」という。）上に令和8年5月15日（金）午前9時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか共同利用型電子入札システム運用基準による。

5 入札参加条件

この業務委託については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 入札説明書および業務委託に係る仕様書に基づき、【前提条件】を満たすことを証明した書類を令和8年5月15日（金）午後5時まで上記2に掲げる担当部局へ提出し、かつ、共同利用型電子入札システムにより令和8年5月18日（月）午後5時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(5) 公告の日から下記8に掲げる日までに、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨又は日本国通貨を単位とする金額

7 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

入力期間 自 入札参加を承認された日

至 令和8年5月22日（金） 午前 9時00分

8 共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和8年5月22日（金） 午前10時00分

9 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

10 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除する

11 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する

12 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

13 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

(3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契

約に移行する又は手続を改めることとする。

14 最低制限価格に関する事項

設定しない。

15 その他

その他の詳細は、入札説明書による